

上尾市困難女性支援ネットワーク ワーク(上尾市モデル)

人権男女共同参画課／
男女共同参画推進センター



令和6年7月

上尾市困難女性支援ネットワーク概要

設置に至る背景	女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻、ひとり親など複雑化、多様化、複合化している。また、コロナ禍によりこれらの課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっていた。こうした中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）」が制定（令和6年4月1日施行）され、国・地方公共団体の責務として、困難な問題を抱える女性（以下：「困難女性」という）への支援に必要な施策を講じることが明記され、特に「民間団体との協働」による支援の必要性が示されていることによる。		
設置目的	多様で複雑な問題を抱えた女性が地域で安心して生活できるよう、行政（県・市）と協力機関（関係機関、民間団体）で構成するネットワークを通じ、相談支援体制の周知啓発を図るとともに、諸問題の解決に向け、官民で連携支援を図ることを目的に設置する。		
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 困難女性の支援に関する協議、情報共有、情報交換 ② 個別ケース会議の実施 ③ 困難女性の支援に関する広報及び啓発活動の推進 ④ 困難女性支援を地域において推進するための活動 ⑤ 関係機関の連携を図る取り組みの推進 		
構成機関	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 799 289 971">市</td> <td data-bbox="289 799 1916 971">行政経営部市民税課 行政経営部納税課 子ども未来部子ども支援課 子ども未来部子ども家庭総合支援センター 子ども未来部保育課 健康福祉部生活支援課 健康福祉部障害福祉課 健康福祉部高齢介護課 健康福祉部健康増進課 市民生活部市民課 市民生活部市民協働推進課 市民生活部保険年金課 市民生活部人権男女共同参画課 学校教育部学務課 （14部署）</td> </tr> </table>	市	行政経営部市民税課 行政経営部納税課 子ども未来部子ども支援課 子ども未来部子ども家庭総合支援センター 子ども未来部保育課 健康福祉部生活支援課 健康福祉部障害福祉課 健康福祉部高齢介護課 健康福祉部健康増進課 市民生活部市民課 市民生活部市民協働推進課 市民生活部保険年金課 市民生活部人権男女共同参画課 学校教育部学務課 （14部署）
	市	行政経営部市民税課 行政経営部納税課 子ども未来部子ども支援課 子ども未来部子ども家庭総合支援センター 子ども未来部保育課 健康福祉部生活支援課 健康福祉部障害福祉課 健康福祉部高齢介護課 健康福祉部健康増進課 市民生活部市民課 市民生活部市民協働推進課 市民生活部保険年金課 市民生活部人権男女共同参画課 学校教育部学務課 （14部署）	
	関係機関	埼玉県男女共同参画推進センター 埼玉県中央児童相談所 埼玉県上尾警察署 上尾市民生委員・児童委員協議会連合会 上尾市人権擁護委員会 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 一般社団法人上尾市医師会 埼玉県北足立歯科医師会上尾支部 上尾伊奈地域薬剤師会 上尾市PTA連合会 上尾市母子愛育会 （11機関）	
登録事業所	上記関係機関の他、ネットワークの趣旨に賛同し、上尾市困難女性支援ネットワーク登録事業所として、名簿に登録されることを希望する事業所等（市内外を問わず）。		
スケジュール等	<p>R6. 4月：登録事業所受付開始</p> <p>R6. 7月：ネットワーク発足</p> <p>R6. 11月：令和6年度困難女性支援ネットワーク代表者会議・講演会</p>		

困難な問題を抱える女性とは

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和四年法律第五十二号)

第二条

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により 日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

◆想定される問題

・ 性暴力 性的搾取 離婚 DV 生活困窮 障害（身体・知的）がある、精神疾患がある、外国籍である、など多岐にわたる。

上尾市モデルの特徴

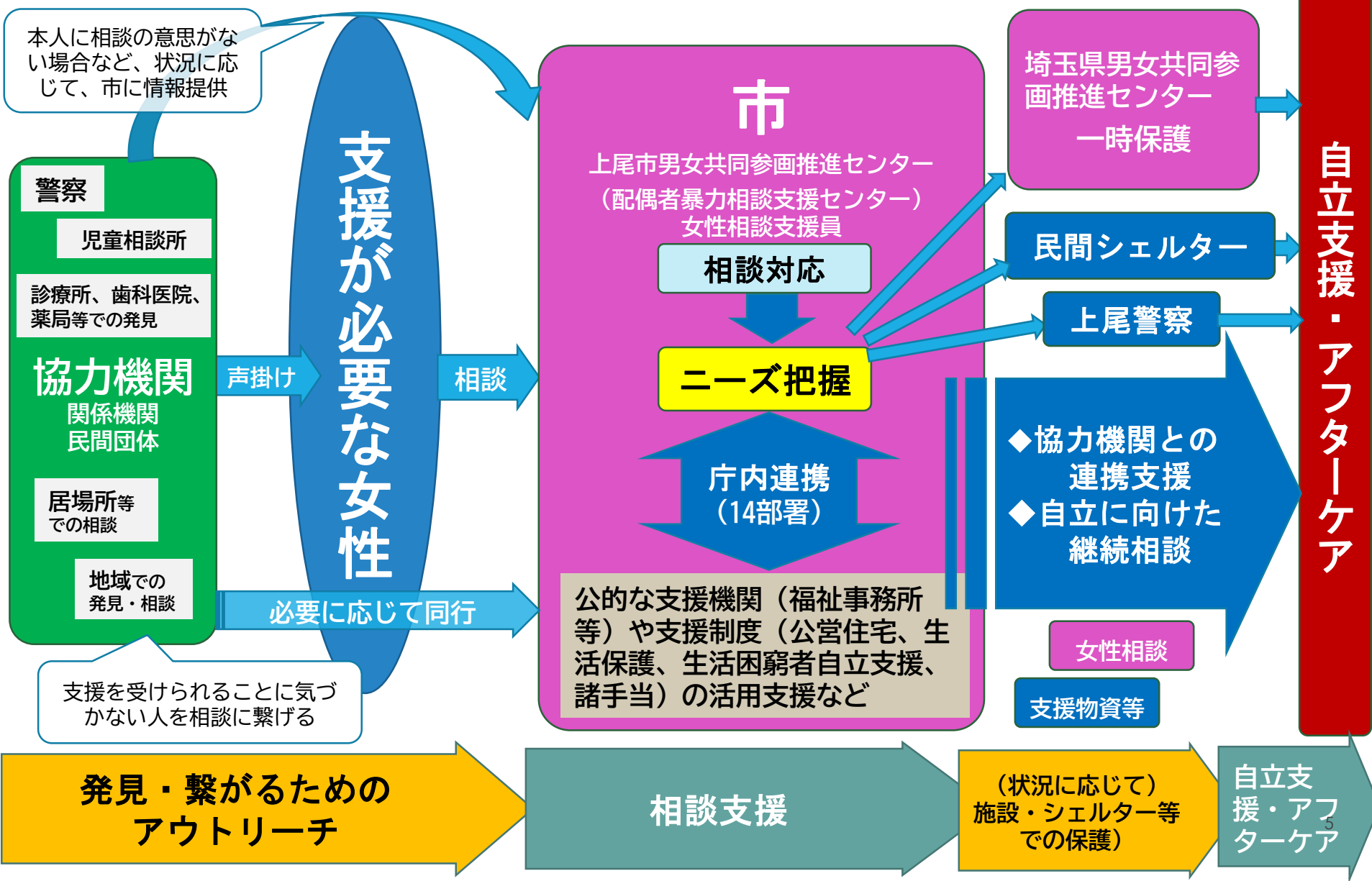
- ①「男女共同参画推進センター」が多様で複雑な悩みを抱える女性からの相談窓口となり、ワンストップで必要な支援へ。
- ②会議(協議会)形式のみのネットワークではなく、さまざまな民間団体が活動できる「市民参加型」のネットワークを構築。
- ③相談窓口の周知啓発や、早期支援に繋げるための取り組みを官民協働で実施。
- ④市外の民間団体との連携支援や情報共有が可能。



ネットワークイメージ図

◆市と協力機関の協働支援

～それぞれの長所を活かして、「支援を要する女性のニーズ」を踏まえたワンストップ支援～



■市の役割

支援が必要な困難女性に対して、協力機関（関係機関や民間団体）と協議・連携を図りながら、迅速かつ機動的に具体的な対応がとれるよう協力体制を整備し、市のネットワークを活用し、適切な支援に繋げる。



■協力機関の役割

①行政の支援を必要とする困難女性が、相談・支援につながるようアプローチ。

👉 悩んでいる女性に気づき声をかけ、支援につなげる「ゲートキーパー」

◆ゲートキーパーとは

「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」という4つの役割が期待されていますが、そのうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

②市の困難女性支援の取り組み等についての周知・啓発活動。

👉 発見した困難女性を適切なサービスにつなげるために、ネットワークの趣旨に賛同した民間団体等に、相談先や支援体制の周知啓発の協力を依頼し、市内全域で困難女性支援についての意識の醸成を図る。

③状況に応じて、市と情報共有を図るとともに、連携支援を行う。

連携支援のポイント①

◆潜在化しがちな困難女性への支援を行うために、様々な協力機関がアウトリーチを行い早期発見へ。

☞ 従来は、相談者の日常生活の場（自宅など）に出向く訪問支援全般が、アウトリーチと表現されてきました。近年では「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを言います。

上尾市では、協力機関と連携し、「情報」を届け「支援」に繋げたいと考えています。

◆ワンストップ相談窓口である上尾市男女共同参画推進センターが「ハブ」となり、総合的にアセスメントを行い、庁内連携を図りながら支援を検討。

☞ 困難女性がおかれている状況や認識はさまざまで、家族が抱えるいくつかの課題が絡み合って複合化している場合も多くみられます。万人に共通する支援の型を決めるのではなく、困難女性に対応できる機関・部署が既存の支援を組み合わせ、ケースごとにカスタマイズしていきます。

連携支援のポイント②

◆困難女性支援においては、その多くは問題が複合化しており、担当者（支援者・ケースワーカー等）が重複しているケースが多い。また、それらの支援にあたり、すでに協議会等の会議の場が複数設けられており、新たに協議会を設置し委員を委嘱（任命）する形態をとることは、多忙な担当者の負担が大きい。

☞ 迅速かつ実効的な支援に繋げるため、必要に応じて、代表者や担当者による協議、個別ケース会議などを実施するシステムを構築。

◆「困難女性に対して何か特別・特殊な支援をしなければならない」と難しく捉える必要はない。

☞ 各機関・部署や協力団体がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることは何かを考えてみるのが大切。

例：ポスター掲示ならできる。

チラシを持ち歩き、必要な時に渡すことができる。

相談者に同行して、センターに行くことができる。

講演会なら聴きに行ける。 など

Q&A

Q1 支援に関する会議はどのように実施するのか？

- A1 上尾市困難女性支援ネットワーク要綱（以下：要綱）では「定期的に、又は必要に応じて会議を開催する」とし、会議の内訳として、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」としてしています（別添要綱案参照）。
- また、本ネットワークは、協議会形式をとっていないため、関係機関等の代表者等に委員を委嘱することはありません。（以下要綱一部抜粋）

第7条 代表者会議は、次に掲げる事項について、全ての構成機関又はその構成員が出席する会議により協議及び情報交換を行うことが、当該事項の実施に適正かつ効果的であると認める場合に開催する。

- (1) ネットワークの組織及び運営に関すること。
- (2) 構成機関の相互の連携に関すること。
- (3) 困難女性の支援に関すること。

第8条 実務者会議は、次に掲げる事項について、実務担当機関の担当者が出席する会議により協議及び情報交換を行うことが、当該事項の実施に適正かつ効果的であると認める場合に開催する。

- (1) ネットワークの組織及び運営に関すること。
- (2) 構成機関の相互の連携に関すること。
- (3) 困難女性の支援を地域において推進するための活動に関すること。

第9条 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項について、協議及び情報交換を行う場合に開催する。

- (1) 個別の事案における困難女性の心身の状況、生活の実態その他の必要な実情の把握に関すること。
 - (2) 個別の事案における困難女性の支援に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、個別の事案に係る困難女性の支援に関し必要な事項に関すること。
- 2 個別ケース検討会議に出席する者は、個別の事案に係る構成機関又はその担当者その他関係者とする。

Q&A

Q2 周知啓発活動とはどんなことを想定？

A2 困難女性の「ゲートキーパー」のほか、相談リーフレットやカードの配架、ポスターの掲示、啓発イベントの参加、男女共同参画推進事業の連携など多岐にわたります。それぞれの事業所が「自分たちのできる範囲の支援」にご協力くださることが大切と考えています。

Q3 個人情報を提供してもいいの？その管理は？

A3 要綱において、ネットワークの関係機関や登録事業所に従事する方（構成員）すべてに守秘義務が課せられます。（以下要綱抜粋）

（守秘義務）

第10条 ネットワークの構成員及び構成員であった者は、第5条に定める活動及び会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

■上尾市困難女性支援ネットワークが目指すもの

ネットワークは、支援が必要な対象者の把握だけでなく、さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けるために、**地域に横串をさして、役立つ情報やアイデアを共有**することも大切な役割。

👉 **「風通しよく情報がつながる仕組み」**をつくり、本市の目指す「みんなで作る みんなが輝くまち あげお」の一翼を担うネットワークになるよう「地域ぐるみ」で育てます。



まとめ

ご協力よろしくおねがいします。

